

須藤議員への懲罰動議

議員発議

◆発議案2号 須藤功議員 に対する懲罰動議

須藤功議員は、7月9日の一般質問で「議会に対して言論封殺と考える」と発言したことからその発言を取り消した上、陳謝すべきであることを決したところである。この議運決定を受け議長において発言を求めたが、「私の議員としての意見、個人としての感想を述べたまでであって、その文言を取消すということはいたしません。もしも、この文言を取消すというほうが、議会での意見が益々言論封殺につながるのではないか」と議会運営委員会の決定を拒否し、さらに、地方自治法第129条の規定に基づく議長からの発言の取消し命令がなされたがこれも拒否した。

須藤議員は、常日頃から市民の意見を広く聞く開かれた議会を標榜されているにもかかわらず都合の悪いことが生じるとこれを封じるような発言を行っている。これは、請願権を行使しようとする市民を委縮させ、逆に市民に対して圧力をかけていると言わざるを得ないことから、地方自治法第132条に規定する無礼な言葉であり、会議規則第142条の規定にも反する品位を欠いた言動と言わざるを得ない。

よって、地方自治法第135条第2項及び会議規則第151条第1項の規定により、須藤功議員に対し懲罰を要求するものである。

これを受け議長は本会議で発言を求めましたが、須藤議員は拒否したことから、左に示した通り懲罰動議が提出されました。

この懲罰の件は、継続審査となりました。

請願

◆請願1号 志賀地区を犯罪者扱いした穴戸幸次議員に対し、質問通告書の削除及び謝罪を求める請願

◎請願者 小野定美氏外 172名

本請願は、議会運営委員会に付託、審査しました。委員会では、紹介議員から意見を伺いました。委員会では「一般質問通告書の記載内容の削除」については、前議会の閉会後に会議内容に変更を生じさせることにつながるからそのまま採択すべきものとするは困難であるが、当該議員の一般質問での通告書及び発言を鑑みるとその他の事項については採択すべきものと考えられる。なお、請願の趣旨に鑑み、市議会ホームページに掲載されている当該通告については表示されないよう議長において取り計らわれない」との意見が付され一部採択すべきものと決し、本会議においても、委員長報告の通り一部採択となりました。

須藤功議員に対する懲罰動議

平成26年7月9日の須藤功議員の一般質問の際の「議会に対して言論封殺と考えるような請願が出された」との発言について、議長が会議休憩中に発言の取消しを促したが拒否した。また、同日開催された議会運営委員会において不穏当発言であることからその発言を取り消した上、陳謝すべきであることを決したところである。この議運決定を受け議長において発言を求めたが、「私の議員としての意見、個人としての感想を述べたまでであって、その文言を取消すということはいたしません。もしも、この文言を取消すというほうが、議会での意見が益々言論封殺につながるのではないか」と議会運営委員会の決定を拒否し、さらに、地方自治法第129条の規定に基づく議長からの発言の取消し命令がなされたがこれも拒否した。

須藤議員は、常日頃から市民の意見を広く聞く開かれた議会を標榜されているにもかかわらず都合の悪いことが生じるとこれを封じるような発言を行っている。これは、請願権を行使しようとする市民を委縮させ、逆に市民に対して圧力をかけていると言わざるを得ないことから、地方自治法第132条に規定する無礼な言葉であり、会議規則第142条の規定にも反する品位を欠いた言動と言わざるを得ない。

よって、地方自治法第135条第2項及び会議規則第151条第1項の規定により、須藤功議員に対し懲罰を要求するものである。

意見書

◆意見書案3号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書 (不決)

◆意見書案4号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書 働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されること

議員表彰

◆一般表彰(議員在職10年)

5月28日に開かれた全国市議会議長会総会で、次の議員が同会会長から表彰されました。

- 森 繁男、布田一民
- 国井宗和、松田由雄
- 佐藤一郎、櫻井 隆



表彰される森繁男副議長